

とくしま子育て支援パスポート利用規約

徳島県（以下「県」という。）は、妊婦及び18歳未満の子どものいる世帯に対し、県内の店舗等の協賛を得て、商品やサービスの提供時の優待等の様々な支援を受けることができる、「とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）」を配布し、親子がふれあいを深める機会づくりを応援するとともに、県民、事業者、行政が一体となって子育て家庭を応援する社会的気運を醸成することを目的とする「G o ! G o ! くつつき隊」応援事業を実施するために必要な事項を定めます。

（とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の利用者）

第1条 とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）利用者（以下「利用者」という。）とは、徳島県に在住している、妊婦及び18歳未満の子どものいる世帯のうち、本規約に同意した者をいいます。

（とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の入手）

第2条 利用者は、本規約の内容に同意の上、携帯電話又はパソコン等から「とくしま子育て支援パスポートダウンロードページ」にアクセスし、とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）画像データをダウンロードして入手するほか、県関係機関、各市町村において「とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）」を入手することができます。

（とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の管理）

第3条 利用者は、とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の利用にあたり、次の事項を遵守するものとします。

- （1）利用者は、自己の責任において、とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）を管理するものとします。
- （2）とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）は、利用者以外へ譲渡又は貸与することはできません。

（とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の利用）

第4条 利用者は、とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）を提示することにより、協賛店舗等が提供する、割引・優待などの経済的サービス、ベビーキープ設置等の設備面でのサービス等の子育て支援サービスを受けることができます。ただし、協賛店舗等によっては、とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の提示以外の方法を併用して、利用者であることを確認する場合や利用条件を設ける場合があります。また、協賛店舗等によっては、事前の断りなく子育て支援サービスの内容を変更したり子育て支援サービスを停止する場合があります。ご利用の際は、協賛店舗等にご確認ください。

（徳島県以外でのとくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の利用）

第5条 とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）に表示されている全国共通ロゴマークを提示すると、徳島県以外での店舗においても子育て支援サービスを受けることができます。ただし、利用する都道府県において利用方法等が異なる場合があります。

（とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の有効期限）

第6条 とくしま子育て支援パスポート（くつつき虫）の有効期限は、本規約に規定する利用者でなくなった場合とします。

（禁止事項）

第7条 利用者は、次のいずれかに該当する行為を行うことはできません。

- （1）他人の情報または虚偽の情報により利用すること。
- （2）本事業の運営を故意に妨げること。
- （3）本規約、その他法令等に反する行為を行うこと。

(事業の停止)

第8条 県は、利用者に事前に通知することなく、本事業を停止する場合があります、利用者は予めその旨を承諾したものとします。

(免責事項)

第9条 県は、利用者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して利用者に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は保証する責任を一切負わないものとします。

(規約の追加、変更)

第10条 県は、利用者からの同意を得ることなく、本規約を追加、変更する場合があります。利用者は予めその旨を承諾したものとします。

附 則

この利用規約は、平成30年 月 日から施行する。